

原材料価格高騰対応等緊急保証制度が始まりました！

信用保証協会の保証付融資を受ける場合、一般保証限度額の倍額までの利用が可能となります！

印刷用紙、印刷インキ等の諸資材の高騰を受けて中小印刷業を取り巻く環境は厳しさを増しています。こうした中で、原材料価格の高騰を製品価格に転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するために、原材料価格高騰対応等緊急保証制度がこのたび新設されました。印刷・同関連業では、印刷業・製版業・製本業・印刷物加工業・印刷関連サービス業の5業種、全産業では545業種がこの指定を受けました。

1. 対象となる企業

- (1) 区市町村が発行する認定書（5号）を受けた中小印刷業者。印刷・同関連業では、印刷業の他に製版業・製本業・印刷物加工業・印刷関連サービス業も対象となる。
- (2) 資本金が3億円以下、または常時使用する従業員が300人以下の中小企業であること。

2. 認定の要件

以下のいずれかの要件に当てはまる方が対象になります。

- (1) 印刷・同関連業で、最近3ヵ月の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。
- (2) 印刷・同関連業で、最近3ヵ月間（算出困難な場合は直近決算期）の売上総利益率または平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者。

3. 緊急保証の概要

(1) 保証限度額

一般保証限度額に加え別枠の保証が受けられます。ただし、信用実績により限度額まで利用できない場合もあります。

(一般保証限度額) + (別枠保証限度額)

- ・普通保証 2億円 + 2億円
- ・無担保保証 8,000万円 + 8,000万円

- (2) 保証割合 100%（全部保証）
- (3) 貸付形式 手形貸付、証書貸付
- (4) 保証期間 10年以内（据置期間1年以内を含む）
- (5) 返済方法 原則として均等分割返済
- (6) 担保 必要に応じて
- (7) 保証人 法人代表者以外、原則として不要
- (8) 貸付利率 金融機関所定の利率
- (9) 保証料率 年0.8%以下
- (10) 必要書類 通常の申込書類のほか、区市町村長が発行する認定書（5号）
- (11) 取扱期間 平成20年10月31日～平成22年3月31日
(ただし、対象業種は3ヵ月に1回の見直しがあります)

4. 市町村（または特別区）長の認定

- (1) 要件を満たしていることの認定を、所在地の市町村（または特別区）長から受けることが必要です。
- (2) 認定書は、市町村（または特別区）の金融担当課（商工課、中小企業課など）まで。登記簿謄本や関係資料の提出が必要な場合もありますので、確認のうえ手続きを行って下さい。

5. 信用保証制度の仕組みと手続き

- (1) 保証の申し込みは、取引先や借り入れ希望先の金融機関、または信用保証協会に直接申し込む方法があり、通常は取引先の金融機関を通じて申し込みが行われます。信用保証協会、あるいは金融機関などの窓口で相談して下さい。
- (2) 申し込みの際は、通常の申し込み書類の他に、市町村（又は特別区）から認定を受けた認定書の添付が必要となります。信用保証協会では企業の事業内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め金融機関に連絡します。
- (3) 保証承諾の連絡を受けた金融機関は資金融資を実行します。この時に、金利とは別に信用保証料の負担が必要になります。
- (4) 融資条件にもとづき、借入金を金融機関に返済します。
- (5) 万一、何らかの事情で資金が返済できなくなった場合は、信用保証協会が中小企業者に代わって金融機関に立替払いをします。（代位弁済）
- (6) その後、中小企業者と相談しながら信用保証協会に借入金を返済していきます。

問い合わせ・相談は、都道府県、区市町村の金融担当課、
または、各都道府県の信用保証協会の窓口まで！